

千葉市公告第913号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年10月30日

千葉市長 神谷 俊一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 案件名

生浜小学校アフタースクール外20箇所学習用Wi-Fi契約 [長期継続契約]

(2) 案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年12月1日(金)から令和8年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

千葉市中央区浜野町1335外20箇所

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:インターネット関連業務)に登録されているものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続の開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を、入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 法人税(個人にあたっては所得税)並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課放課後子ども対策班

電話 043-245-5957

4 入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 申請書などの配布 千葉市「入札の情報など」のポータルページの「発注情報一覧」内の「その他」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anzen/other/index.html>) の当事業の箇所からダウンロードすること。

- (2) 提出場所等

公告の日から令和5年11月13日(月)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)。

5 入札説明書の交付

前期4(1)同様、千葉市「入札の情報など」のポータルページの「発注情報一覧」内の「その他」のリンク

(<https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anzen/other/index.html>) の当事業の箇所からダウンロードすること。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

令和5年11月24日(金)午前10時00分(郵送の場合は、2重封筒とし、表面に朱書きで「入札書在中」と記載し、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに上記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと。)

- (2) 入札及び開札の場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所3階 L会議室301

- (3) 入札方法

入札金額は、契約初年度の業務に要する金額の税抜額を記載のこと。

- (4) 入札保証金

不要

- (5) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

- (6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

- (1) 契約保証金 要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (4) 詳細は、入札説明書による。

- (5) 入札に係る書類は、前記4(1)の当該事業のホームページよりダウンロードすること。

- (6) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。